

◎法人町民税について

井手町内に事務所や事業所などがある法人（会社など）のほか、人格のない社団等が申告納付をする税金です。法人町民税には、「均等割」と、国に納める法人税に応じて負担する「法人税割」とがあります。

・均等割の税率

区分	従業員数	税率（年額）
資本金等の額が50億円を超える法人	50人超	3,600,000円
	50人以下	492,000円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	50人超	2,100,000円
	50人以下	492,000円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	50人超	480,000円
	50人以下	192,000円
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人	50人超	180,000円
	50人以下	156,000円
資本金等の額が1,000万円以下の法人	50人超	144,000円
	50人以下	60,000円

・法人税割の税率 … 14.7%